

保健センターの保健師が、

## 妊娠中から出産後まで、あなたの育児をサポートします

こんなとき

- ◆ 育児のアドバイスが欲しいなあ…
- ◆ 引越してきて知り合いがない…
- ◆ 産後のお手伝いが欲しいなあ…
- ◆ ふたごの育児って大変そう…
- ◆ 出産や育児の費用って大変そう…
- ◆ 赤ちゃんに触れたことがなく、育児が不安だなあ…
- ◆ 他のお母さんの話が聞いてみたいなあ…

など

### サポートの具体例

- ☆ 育児についてアドバイスします。
- ☆ 妊婦さん同士が知り合う教室等をご案内します。
- ☆ ふたごちゃん(多胎)のグループを紹介します。
- ☆ 先輩ママとの交流や赤ちゃんとふれあう機会をご案内します。
- ☆ 地域の子育てサークルを紹介します。
- ☆ 出産や育児で利用できる制度を紹介します。
- ☆ その他、地区担当保健師が、家庭訪問などで継続してサポートしますので、お気軽にご相談ください。  
その他、相談内容に応じて支援します。

お問い合わせ先は裏面にあります。



(2)

## お問い合わせ先（各区保健センター（厚生部保健福祉課））

<p><b>中保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>中区大手町四丁目 1-1 (大手町平和ビル 3階)</p> <p>電話番号 082-504-2109</p>	<p><b>東保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>東区東蟹屋町 9-34 (東区総合福祉センター 1階)</p> <p>電話番号 082-568-7735</p>	<p><b>南保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>南区皆実町一丁目 4-46 (南区役所別館 1階)</p> <p>電話番号 082-250-4133</p>	<p><b>西保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>西区福島町二丁目 24-1 (西区地域福祉センター 4階)</p> <p>電話番号 082-294-6384</p>
<p><b>安佐南保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>安佐南区中須一丁目 38-13 (安佐南区総合福祉センター 2階)</p> <p>電話番号 082-831-4944</p>	<p><b>安佐北保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>安佐北区可部三丁目 19-22 (安佐北区総合福祉センター 2階)</p> <p>電話番号 082-819-0616</p>	<p><b>安芸保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>安芸区船越南三丁目 2-16 (安芸区総合福祉センター 1階)</p> <p>電話番号 082-821-2820</p>	<p><b>佐伯保健センター</b> (保健福祉課保健指導係)</p> <p>佐伯区海老園二丁目 5-28 (佐伯区役所 1階)</p> <p>電話番号 082-943-9733</p>

※佐伯保健センターは、平成 24 年 1 月 30 日に  
区役所別館 2 階（海老園一丁目 4-5）に移転します。

## 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成23年7月）

### 対象

#### 1. 子ども虐待による死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの12か月間に発生し、又は明らかになった児童虐待による死亡※77事例（88人）を対象とした。

	7次報告			6次報告		
	虐待死	心中 (未遂を含む)	計	虐待死	心中 (未遂を含む)	計
例数	47	30	77	64	43	107
人数	49	39	88	67	61	128

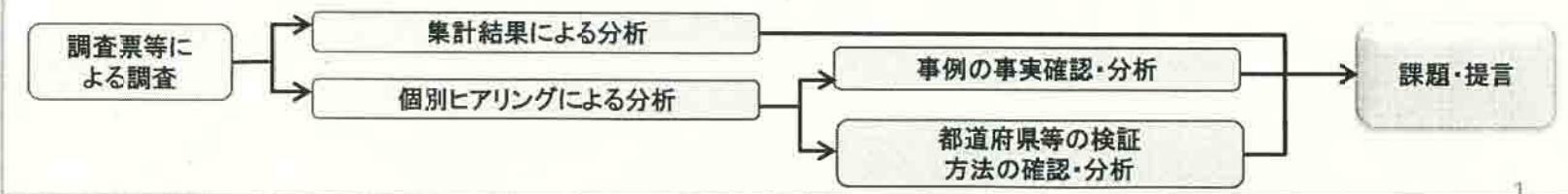
※ 児童虐待による死亡事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例に区別していたが、本報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「虐待死」と「心中（未遂を含む）」とした。

#### 2. 0日・0か月児の死亡事例

第1次から第7次報告の対象期間（平成15年7月から平成22年3月）内に把握した日齢0日から月齢0か月（生後1か月未満）児の虐待死77人（69事例）を対象とした。

### 調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実地した。



## 事例の分析

### 集計結果による分析—「虐待死」・「心中」の事例—

- 死亡した子どもの年齢は、虐待死事例では、0歳児が20人（40.8%）と一番多く、0～5歳児が約9割（43人）を占めている。心中事例では、各年齢に分散している。
- 虐待の種類は、身体的虐待が多く（59.2%）、3歳未満ではネグレクトが約半分を占めている。主な死因は、虐待死事例で「頭部外傷」（30.6%）、心中事例で「頸部絞厄」（33.3%）であり、これまでの報告と同様。虐待死事例では、「車中放置による熱中症・脱水」と「溺水」が増加した。
- 主たる加害者は、虐待死事例と心中事例のいずれにおいても、「実母」が多い。（虐待死事例で23人（46.9%）、心中事例で22人（56.4%））
- 虐待死事例では、「望まない妊娠」、「妊娠健診未受診」、「母子健康手帳未発行」が多く、これらの妊娠期・周産期の問題を併せて抱える傾向。
- 虐待死事例での加害の動機について、3歳未満では、「子どもの存在の拒否・否定」、「保護を怠ったことによる死亡」が多く、3歳以上では、「しつけのつもり」が最も多い。
- 虐待死事例・心中事例とともに、児童相談所が関わっていた事例が増加している。（虐待死事例で12事例（25.5%）、心中事例で6事例（20%））児童相談所が関与していた虐待死事例のうち、虐待の認識があり対応していた事例は2例、虐待の認識がなかった事例は5例であり、情報収集、アセスメントや措置解除後の関係機関を含めた連携・フォローワー体制が要因である。

### 集計結果による分析—0日・0か月児の死亡事例—

- 第1次報告から第7次報告の調査期間内に、虐待死した0日・0か月児は77人であり、日齢0日児が67人、日齢1日以上の月齢0か月児が10人である。加害者は、実母が多い（87%）。
- 日齢0日の事例の実母の年齢は、平均28.2歳で19歳以下が17事例（25.4%）と最も多く、続いて35歳から39歳が13事例（19.4%）であり、2極化の傾向。
- 日齢0日の事例では、望まない妊娠が54事例（80.6%）（複数回答）である。
- 同居家族が妊娠に気づいていた事例は、19歳以下では13事例中1事例、20歳以上では30事例中3事例である。（実母の年齢不明は除く）
- 子どもの性別は、日齢0日児の事例で男女の違いはないが、日齢1日以上の月齢0か月児の事例では男児が7事例、女児3事例と男児がやや多い。

### 個別ヒアリング調査結果の分析—6事例から—

- 1 望まない妊娠への対応  
児童相談所が支援していた家庭だが、養育者にとっては、望まない妊娠について相談できる機関になっていない。
  - 2 妊娠期からの継続的な支援体制  
妊娠・出産等の各種届出時や産科入院中のリスクアセスメントが十分でなく、継続した支援につながらない。
  - 3 乳幼児健康診査受診者・未受診者フォローの在り方  
養育者や子どもと関わることができる唯一の機会である健康診査を利用して、きょうだいの状況や養育の悩みを捉えることができていない。
  - 4 複数機関の連携による適切な家族アセスメント  
各関係機関の情報を統合し、家族の状況を適時にアセスメントすることができていない。
  - 5 生育歴、生活歴等からの潜在的な問題の把握  
養育者の成育歴やストレスとなるライフイベントからのリスクアセスメントが十分でない。
  - 6 初期対応と関係機関の連携  
関係機関の役割分担が明確でないため、必要な措置が行われていない。
  - 7 入所措置解除時のアセスメントと家庭復帰後支援  
入所措置解除のアセスメントを一部の関係機関で行い、解除後の支援方針が明確でなく関係機関の間で共有されていない。
  - 8 学校等の組織的対応の在り方  
虐待を疑ったが、組織の判断として通告を見合せ、児童相談所等に速やかに通告していない。
  - 9 虐待防止・早期対応における医療機関の体制  
虐待を見逃さない診療を行うための虐待に対する院内体制が十分でない。
- 2

## 課題と提言

### 地方公共団体への提言

#### 1. 虐待の発生・深刻化予防

- (1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制
  - 望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備
  - 妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進
  - (2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実
    - 養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関（母子保健担当部署等）の質の向上と体制の整備
    - 養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備

#### 2. 虐待の早期発見とその後の対応

- (1) 児童相談所の体制の充実

- 児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備

#### (2) 早期発見につなげる体制づくり

- 養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と、相談や支援につながる体制の整備
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- (3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保

- 児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備

#### 3. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携の推進

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化

#### 4. 地方公共団体における検証の在り方

- 虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施

### 国への提言

#### 1. 虐待の発生・深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備
- 養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備

#### 2. 虐待の早期発見とその後の対応

- 児童相談所や市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制の整備
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

- 養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及

#### 3. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用促進及びマネジメント機能の強化

#### 4. 地方公共団体における検証の在り方

- 地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認

## 本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

### 保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにも関わらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わぬいで自宅等で出産した
- 妊婦健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談てくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をしても子どもに会わせてもらえない
- 双子を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

\*子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

児童虐待予防のための妊娠期及び出産時からの支援について（御依頼）

1 児童虐待を取り巻く現況

- (1) 国（社会保障審議会の専門委員会）の児童虐待による死亡事例等の検証結果において、児童虐待による死亡事例については、0歳児が最も多く、中でも日齢 0 日児が多い。望まない妊娠や妊娠検診未受診、母子健康新手帳未発行など妊娠期・周産期の問題を合併せ抱える傾向があることなどが指摘されています。（平成 23 年 7 月公表「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 7 次報告）」）
- (2) 広島市における児童虐待相談・通告状況の分析結果において、児童虐待相談・通告事例においては、実母による虐待、ひとり親世帯、世親が若い年齢での出席、性格の偏りや虐待知識の不足が見られる虐待者、生活困窮・社会的に孤立した家庭の割合が高いなどの特徴が見られました。（平成 23 年 11 月公表「児童虐待相談・通告について」）

2 児童虐待予防のための産婦人科医療機関との連携による支援について

本市では、平成 15 年から広島市臨床産婦人科医会の御協力を得て、産婦人科医療機関との連携による妊娠中及び出産後間もない時期からの支援に取り組んでいるところですが、上記のような状況を踏まえ、今後さらに支援の充実を図り、児童虐待予防のための取組を進めますため、産婦人科医療機関との連携による支援について広島市臨床産婦人科医会の皆様の一層の御協力をお願いいたします。

3 支援の内容

(1) 支援の対象者

児童虐待予防の観点から妊娠中や出産後に支援が必要な者で、保健センター（区役所厚生部保健福祉課保健指導係）への情報提供に同意した者

【情報提供の対象となりうる例】

保護者の状況	子どもの状況
分離滞在初診	・胎児に病変・障害がある
・精神疾患がある（産後うつを含む）	・先天性疾患
・知的障害がある	・出生後間もない長期入院による様子分離
・虐待歴・被虐待歴がある	・保護者が完全離乳を怠ったことによる事故（飢餓・脱水・高熱・熱傷等）
・アルコール又は薬物依存が現在又は過去にあり	・アレルギー・児童の皮膚疾患がないが異常性の出物つかぶれがある
・長期入院による子どもの分離	・多動
・妊娠・中絶を繰り返している	・低出生体重児
・産業ない妊娠（産みたくない）、産みたいけれど育てる自信がない	・身体発育の遅れ（低体重、低身長）
・初回健診時期が妊娠中期以前	・運動発達の遅れ
・多子かつ経済的困難	・健診未受診・予防接種未接種
・妊娠・出産・育児に関する経済的不安（夫婦ともに不安定な就労、無職等）	・衣服等が不衛生
・若年（10 代）妊娠	など
・多胎	
・ひとり達・夫婦・連れ子がある再婚	
・産褥・出産が原因の身体的不調が続いている	
・子どもを抱かない等子どもの見疎を拒否する	
・子どもをかわいいと思えないなどの言動がある	
・大介護父母等家族や身近の支援がない	
・医療を必要とする状況（いらないが子どもを無理に受診させる、育児知識・育児態度あるいは要點に理解がなく）	
・衣服等が不衛生	
・DVを受けている	
・過去に心中の未遂がある	
など	

〔原典：平成 21 年「平成 21 年度令和新規開拓事業、厚生労働省認定書類、厚生保健課長表記欄  
〔妊娠・出産・育児等に複数支援措置が必要とする家庭〕係長様、係長、係長の連絡体制の整備について〕

-1-

(2) 連携支援の方法（別紙 1 のフロー図を参照）

(ア) 文書による連携支援

【医療機関での対応】

- ①支援が必要と考えられる妊娠婦に対し、チラシ（別紙 2）を配付し、保健センター保健師による訪問指導等の紹介を行う。
- ②保健センターへ情報提供することについて本人の同意を得る。
- ③同意が得られた者について、「妊娠指導連絡票」（別紙 3）又は「産婦指導連絡票」（別紙 4）を、妊娠又は産婦の居住地の保健センターへ送付する。

【保健センターでの対応】

- ①医療機関からの連絡票に基づき、主治医と連携を図りながら、保健センター保健師が家庭訪問を実施する。
- ②家庭訪問実施後は、「妊娠指導報告票」（別紙 5）又は「産婦指導報告票」（別紙 6）により、訪問結果を医療機関に報告する。

(イ) カンファレンスの実施による連携支援

退院後早期の支援が必要であって、入院中に保健師による面接が望ましいと思われる場合は、カンファレンスの実施による連携を行う。

【医療機関での対応】

- ①支援が必要と考えられる妊娠婦に対し、チラシ（別紙 2）を配付し、保健センター保健師による訪問指導等の紹介を行う。
- ②保健センターへ情報提供することについて本人の同意を得る。
- ③同意が得られた者について、妊娠又は産婦の居住地の保健センターへ電話連絡を行う。

【保健センターでの対応】

- ①医療機関からの連絡票に基づき、保健センター保健師が医療機関を訪問し、主治医、助産師等とカンファレンスを実施するとともに、本人との面接を行う。
- ②本人が退院後に、主治医と連携を図りながら保健センター保健師が家庭訪問を実施する。
- ③家庭訪問実施後は、「妊娠指導報告票」（別紙 5）又は「産婦指導報告票」（別紙 6）により、訪問結果を医療機関に報告する。

4 情報提供への同意が得られない場合の対応について

支援が必要であると考えられるにもかかわらず、保健センターへの情報提供の同意が得られない場合にも、医師会会員の皆様は、広島市要保護児童対策地域協議会の構成員であることから、独自の判断で保健センターに情報提供を行うことが可能です。

【広島市要保護児童対策地域協議会】

- ・児童福祉法に基づき、要保護児童等に関する情報交換や支援内容等について協議を行つたための機関として設置
- ・同協議会の構成団体として、広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会も参画
- ・同協議会には児童福祉法により守秘義務が課せられている。

5. [参考: 平成22年度の実施状況]

(1) 医療機関との連携の実施件数

区	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	井原	計
件数割	12	12	18	10	10	34	7	19	122

(2) 支援を必要とした理由（重複回答）

理由	人数 (人)	理由	人数 (人)
訴えが多く不安が強い	31	経済的問題など生活上のストレス	4
身体・知的・精神障害	30	8か月以降の初診	4
婚姻形態（未婚、離婚等）	15	不自然な親子態度	4
18歳以下	15	誰からも祝福や協力のない出産	3
産後の抑うつ状態が顕著	9	子どもを触らない、抱かない、見ない	2
出産拒否や出産直後の、親の拒否的な反応	6	多胎妊娠	2

その他：育児のサポート不足、外国人、DV疑い、子どもの疾患など

(4)-1

児童虐待予防のための妊娠期及び出産時からの支援フローチャート

別紙1

(4)-2

虐待予防の観点から、妊娠中や出産後に支援が必要な者で、保健センターへの情報提供に同意した者

【情報提供の対象となりうる例】

妊娠者の状況	子ども状況
・分娩時等が初回 ・精神疾患がある「産後うつを含む」 ・知的障害がある ・虐待歴・被虐待歴がある ・アルコール又は薬物依存が現在又は過去にある ・長期入院による子どもとの分離 ・妊娠・中絶を繰り返している ・望まない妊娠（産みたくない）。産みたいけれど育てる自信がない ・初回健診時期が妊娠中期以前 ・多子が・経済的困難 ・妊娠・出産・育児に対する経済的不安（夫婦ともに不安定な就労、無職等） ・若年（10代）妊娠 ・多胎 ・ひとり親・米糠、連れ子がある用障 ・産後、出産が原因の身体的不快感が続いている ・子どもを抱かない様子どもの問題を抱き込める ・子どもを抱かないと思えないなどの行動がある ・夫や親父等家庭外を身近な文脈がない ・医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる ・育児知識・育児経験あるいは姿勢に極端な偏りがある ・衣服等が不衛生 ・TV等を愛好している ・過去に心中の苦述があるなど	・監視行為・障害がある ・先天性疾患 ・出生後間もない長期入院による母子分離 ・保護者が安全確保を怠ったことによる事故（転倒・転落・溺水・熱傷等） ・アレルギーや他の皮膚疾患がないが難治性のおむつかぶれがある ・多胎 ・低出生体重児 ・身体発育の遅れ（低体重、低身長） ・運動発達の遅れ ・健診未受診、予防接種未接種 ・衣服等が不衛生など

（抄録）平成22年7月27日厚生労働省算用厚生・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知  
「妊娠・出産・育児期に畜産支援を受けに必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」

支援が必要と考えられる妊娠婦に別紙2のチラシを配布し、保健センター保健師による訪問指導を紹介するとともに、保健センターへの情報提供の同意を得る。

文書による連携支援

「妊娠指導連絡票」（別紙3）又は「産婦指導連絡票」（別紙4）を妊娠婦又は産婦の住所地の保健センターへ送付

カンファレンスによる連携支援

退院後早期の支援が必要であって、入院中に保健師による面接が望ましい場合、主担当・助産師等とカンファレンスを実施するとともに本人との面接を実施

保健センター保健師による家庭訪問（主治医等と連携を図りながら）

「妊娠指導報告票」（別紙5）「産婦指導報告票」（別紙6）により、訪問結果を医療機関に報告

別紙3

平成 年 月 日 ④-1

保健センター長 様

医療機関名 \_\_\_\_\_

主 治 医 \_\_\_\_\_

## 妊婦指導連絡票

次の妊婦について訪問指導をお願いします。

氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成 ( ) 歳
住所	広島市 区 電話 ( )		
分娩予定日	平成 年 月 日 (妊娠週)	第( )子 単胎( ) 多胎( )	
状況			
妊娠中の特記すべき経過			
主治医からの指示			

※本連絡票を送付することについては、本人の了解を得てあります。

別紙4

平成 年 月 日 ⑨-2

保健センター長 様

医療機関名 \_\_\_\_\_

主 治 医 \_\_\_\_\_

## 産婦指導連絡票

次の産婦及び新生児について訪問指導をお願いします。

産婦氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成 ( ) 歳
住所	広島市 区 電話 ( )		
分娩日	平成 年 月 日 ( ) 週		
分娩時の異常等特記すべき内容			
出生時計測値	体重( )g 身長( )cm 頭囲( )cm 胸囲( )cm		
新生児	出生時の異常等特記すべき内容		
産婦の状況			
主治医からの指示			

※本連絡票を送付することについては、本人の了解を得てあります。

別紙5

平成 年 月 日 (10)-1

様

## 妊婦指導報告票

次の妊婦について訪問指導を実施しましたので報告します。

氏名		生年月日 平成 年 月 日	昭和 年 月 日 年( )歳
住所	広島市 区 電話 ( )		
訪問時の状況			
指導事項			
今後の計画			
訪問日 平成 年 月 日	保健センター	保健師	保健センター
電話 ( )			保健師

\*本連絡票を送付することについては、本人の了解を得ております。

別紙6

平成 年 月 日 (10)-2

## 産婦指導報告票

次の産婦・新生児について訪問指導を実施しましたので報告します。

産婦氏名		生年月日 平成 年 月 日	昭和 年 月 日 年( )歳
児氏名		生年月日 出生順位	平成 年 月 日 第( )子
住所	広島市 区 電話 ( )		
訪問時の状況	産婦  新生児 体重( )g 1日の体重増加量( )g 栄養方法 母乳・混合・人工 一般状態		
指導事項			
今後の計画			
訪問日 平成 年 月 日	保健センター	保健センター	保健師
電話 ( )			保健師

\*本連絡票を送付することについては、本人の了解を得ております。

## 児童相談所が受けた児童虐待相談・通告について

[ 平成 22 年度の相談・通告の状況及び平成 21 年度の相談・通告に対する調査・対応の状況 ]

平成 23 年 12 月 22 日

### 目 次

1 平成 22 年度の相談・通告の状況	P 1
(1) 相談・通告件数	P 1
(2) 相談・通告者	P 1
(3) 区別相談・通告件数	P 2
(4) 安全確認の状況	P 2
2 平成 21 年度の相談・通告に対する調査・対応の状況	P 3
(1) 虐待の有無・程度	P 3
(2) 虐待の種類	P 3
(3) 被虐待児の年齢別・虐待種類別件数	P 4
(4) 主な虐待者	P 4
(5) 世帯類型	P 5
(6) 被虐待児出生時の母親の年齢	P 5
(7) 虐待者の状況	P 6
(8) 家庭の状況	P 6
(9) 支援の状況	P 6
ア 支援・援助の内容	P 6
イ 親子分離の状況	P 6
ウ 連携している関係機関	P 7
3 ま と め	P 7

(12)-1

## 1 平成22年度の相談・通告の状況

### (1) 相談・通告件数

平成22年度において、児童相談所が受けた児童虐待の相談・通告件数は、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されて以降、過去最多の724件となった。

平成22年度は、広島県内を始め全国で重大な虐待事件が発生し報道されたことなどの影響を受けて市民の关心が高まり、相談・通告件数が大幅に増加したと考えられる。

表1 相談・通告件数

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	365	479	385	530	475	724
月平均件数	30.4	39.9	22.1	27.5	38.6	56.3

### (2) 相談・通告者

平成22年度の相談・通告者は、「近隣・知人」が232件(32.0%)と最も多く、次いで「児童福祉施設」が90件(12.4%)、「学校・幼稚園」が73件(10.3%)となり、これらを合わせると55.3%と半数以上となっている。

また、平成21年度と比較して相談・通告件数が大きく増加している通告者は、「近隣・知人」(108件増)、「児童福祉施設」(58件増)、「警察」(33件増)であった。

「近隣・知人」については、(1)で述べたとおり市民の关心が高まったこと、「児童福祉施設」については、保健師の職員に対する研修において児童虐待の通告の必要性についての啓発を強化したことなどにより、さらに、「警察」については、児童相談所との連携強化などにより、相談・通告件数が増加したと考えられる。

表2 相談・通告者

区分	近隣・知人	児童 福祉施設	学校・ 幼稚園	警察	家庭 事務所	福祉 センター	保健師	医療 機関	認可 施設	児童 委員会	児童 本人	その他	計
件数	232	90	73	63	62	33	34	33	14	4	45	724	
構成比	32.0%	12.4%	10.3%	10.3%	8.6%	4.6%	3.3%	3.2%	1.9%	0.6%	6.2%	100%	
件数	124	32	84	40	33	57	12	18	21	5	3	56	475
構成比	26.1%	6.7%	17.7%	8.4%	4.8%	12.0%	2.5%	3.8%	4.4%	1.1%	0.6%	11.8%	100%

(12)-2

### (3) 区別相談・通告件数

平成22年度の相談・通告件数は、安佐南区が150件と最も多く、次いで東区107件、西区97件、佐伯区89件、中区87件、安佐北区81件、南区66件、安芸区47件の順となっている。

表3 区別相談・通告件数

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
件数	87	107	66	97	150	81	47	89	724
構成比	12.0%	14.8%	9.1%	13.4%	20.7%	11.2%	6.5%	12.3%	100%
件数	62	59	49	75	88	53	30	61	475
構成比	13.1%	12.4%	10.3%	15.3%	18.1%	11.2%	6.3%	12.8%	100%

### (4) 安全確認の状況

相談・通告を受領した場合には、子どもの安全確認を適やかに行うよう努めており、平成22年度は、相談・通告があった724件全てについて安全確認を行った。

このうち、「緊急性の高い相談・通告」の127件全てと、「緊急性に乏しい相談・通告」の597件のうち406件については、「48時間以内」に安全確認を行った。

表4 安全確認の状況

区分	緊急性の高い相談・通告		緊急性に乏しい相談・通告		計
	48時間以内	48時間超	48時間以内	48時間超	
件数	127	-	406	191	724
構成比	17.5%	-	55.1%	26.4%	100%
件数	76	2	259	138	475
構成比	16.8%	0.4%	54.5%	29.1%	100%

※1 「緊急性の高い相談・通告」については、①通告の対象となった子どもの年齢、②通告の内容、③通告時の状況などから総合的に判断している。また、通告内容等の詳細が不明な場合も「緊急性の高い相談・通告」であると判断している。

※2 子どもの安全確認は、厚生労働省の児童相談所運営指針において、「緊急性に乏しい」と判断されるケースを除き、迅速な対応を確保する観点から「48時間以内とする」と定められている。

2 平成21年度の相談・通告に対する調査・対応の状況

(13)-1

(1) 虐待の有無・程度

平成21年度に相談・通告のあった475件のうち、「虐待あり」と判断したものは245件（51.6%）で、平成20年度の206件の約1.2倍となっている。

「虐待あり」と判断した245件の内訳は、「生命の危険」が5件（1.3%）、「重度虐待」が13件（2.7%）、「中度虐待」が60件（13.9%）、「軽度虐待」が161件（33.9%）となっている。

「虐待の危険」は171件（36.0%）、「虐待なし」と判断したものは59件（12.4%）であった。

表5 虐待の有無・程度

区分		生命の危険	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待あり 小計	虐待の危険	虐待なし	計
21年度	件数	5	13	60	161	245	171	59	475
	構成比	1.1%	2.7%	13.9%	33.9%	51.6%	36.0%	12.4%	100%
20年度	件数	-	7	74	125	206	92	33	330
	構成比	-	2.1%	22.4%	37.9%	62.4%	27.9%	9.7%	100%

(2) 虐待の種類

平成21年度は、「身体的虐待」が152件（6.2.0%）と最も多く、次いで「ネグレクト」が66件（26.9%）、「心理的虐待」が24件（9.8%）、「性的虐待」が3件（1.2%）の順となっている。

表6 虐待種類別件数

区分		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
21年度	件数	152	66	24	3	245
	構成比	62.0%	26.9%	9.8%	1.2%	100%
20年度	件数	91	65	18	4	206
	構成比	44.7%	31.6%	22.3%	1.9%	100%

【虐待の種類】

①身体的虐待

殴る、蹴る、激しく搔さぶる、タバコの火を押しつけるなど、子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②ネグレクト

子どもに適切な食事を与えない、乳幼児を家に残して度々外出する、学校に登校させない、病気になっても病院に連れて行かないなど、保護者としての監護を著しく怠ること。

③心理的虐待

子どもに対する差しの悪い言葉又は著しく拒否的な対応、配偶者に対する暴力など、子どもの心を傷つける言動を行うこと。

④性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもにわいせつな行為をさせること。

(3) 被虐待児の年齢別・虐待種類別件数

被虐待児の年齢別件数は、「小学生」が87件（35.5%）、「3歳～学齢前児童」が83件（33.9%）、「0歳～3歳未満」が35件（14.4%）、「中学生」が33件（13.6%）、「高校生・その他」が7件（2.9%）となっている。

「0歳～3歳未満」と「3歳～学齢前児童」を合わせた小学校入学前の子どもの割合は、43.2%と高い状況となっている。

身体的虐待は、「0歳～3歳未満」「3歳～学齢前児童」及び「高校生・その他」の割合が高く、ネグレクトは、「小学生」と「中学生」の割合が高い状況となっている。

表7 年齢別・虐待種類別件数

区分	件数	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計(構成比)
		構成比	構成比	構成比	構成比	
0～3歳未満	24	8	3	-	-	35 14.4%
	件数	88.6%	22.9%	8.6%	-	-
3歳～学齢前児童	57	15	10	1	83	33.9%
	件数	68.7%	18.1%	12.0%	1.2%	-
小学生	46	30	10	1	87	35.5%
	件数	52.9%	34.5%	11.5%	1.1%	-
中学生	19	13	-	1	33	13.5%
	件数	57.0%	39.4%	-	3.0%	-
高校生・その他	6	-	1	-	7	2.9%
	件数	85.7%	-	14.3%	-	-
計	152	66	24	3	245	100%
	件数	62.0%	26.9%	9.8%	1.2%	100%

(4) 主な虐待者

「実母」が137件（55.9%）と最も多く、次いで「実父」が66件（26.9%）、「実父以外の父」が23件（9.4%）、「実母以外の母」が5件（2.0%）、「その他」が14件（5.7%）となっている。

「実母」の割合が高いことについては、子どもと接する時間が長いことや、母親が子どもの養育を担っていることが影響していると考えられる。

また、「実母」は、「軽度虐待」の割合高く、「実父」は、「生命の危険」の割合高く、「実父以外の父」は、「重度虐待」の割合が低い状況となっている。

表8 虐待者別・虐待程度別件数

区分		実母	実父	実父以外の父	実母以外の母	その他	計(構成比)
生命の危険	件数	1	3	-	-	1	2.0%
	構成比	20.0%	60.0%	-	-	20.0%	-
重度虐待	件数	7	1	5	-	13	5.3%
	構成比	53.8%	7.7%	38.5%	-	-	-
中度虐待	件数	26	27	1	3	66	26.9%
	構成比	30.4%	40.0%	10.6%	4.5%	4.5%	-
軽度虐待	件数	103	85	11	2	161	65.7%
	構成比	64.0%	21.7%	6.8%	1.2%	6.2%	-
計	件数	137	66	23	5	14	245 100%
	構成比	55.9%	26.9%	9.4%	2.0%	5.7%	100%

## (5) 世帯類型

「実父母」が117件(47.8%)と最も多く、次いで「実母のみ」が83件(33.9%)、「実母と実父以外の父」が23件(9.4%)、「実父のみ」が11件(4.5%)の順となっている。

平成17年の国勢調査の結果によると、本市の「女親と子ども」と「男親と子ども」を合わせた構成比は10.5%であるのに対して、「虐待あり」と判断した「実母のみ」と「実父のみ」を合わせた構成比は38.4%となっており、「ひとり親」における虐待の割合が高い状況となっている。

また、「三世代」の世帯については、同調査による構成比は6.5%であるのに対して、「虐待あり」と判断した同世帯の構成比は0.4%であり、虐待の割合が低い状況となっている。

表9 世帯類型

区分	実父母	実母のみ	実母と 実父以外の父	実父のみ	実父と 実母以外の母	三世代	その他	計
件 数	117	83	23	11	5	1	5	245
構成比	47.8%	33.9%	9.4%	4.5%	2.0%	0.4%	2.0%	100%

参考 広島市の家族相談室世帯数(平成17年国勢調査) 年末時のある一定世帯から抜粋)

	夫婦と子ども	父親と子ども	母親と子ども	三世代	その他	計
件 数	94,584	41,346	1,151	7,707	4,291	119,001
構成比	78.4%	9.5%	1.0%	6.5%	3.6%	100%

## (6) 被虐待児出生時の母親の年齢

「25歳～30歳未満」が6.9件(28.2%)と最も多く、次いで「20歳～25歳未満」が6.7件(27.3%)、「30歳～35歳未満」が5.4件(22.0%)、「35歳～40歳未満」が2.5件(10.2%)、「20歳未満」が1.6件(6.5%)、「40歳以上」が2件(8.3%)の順となっている。

広島市の母親の年齢階級別出生児数(平成12年度～平成21年度の10か年の平均)は、「20歳未満」の構成比が1.5%、「20歳～25歳未満」の構成比が11.1%であるのに対して、被虐待児出生時の母親の年齢の構成比は、それぞれ6.5%, 27.3%であり、母親が若い年齢で出産した場合の虐待の割合が高い状況となっている。

表10 被虐待児出生時の母親の年齢

区分	20歳 未満	20～25 歳未満	25～30 歳未満	30～35 歳未満	35～40 歳未満	40歳 以上	不明	計
件 数	16	67	69	54	25	2	12	245
構成比	6.5%	27.3%	28.2%	22.0%	10.2%	0.8%	4.9%	100%

参考 広島市の母親の年齢階級別出生児数(平成12年度～平成21年度の10か年の平均)

区分	10歳 未満	20～25 歳未満	25～30 歳未満	30～35 歳未満	35～40 歳未満	40歳 以上	計
件 数	171	1,170	8,987	4,269	1,524	182	11,405
構成比	1.5%	11.1%	34.9%	37.4%	13.5%	1.6%	100%

## (7) 虐待者の状況

「性格の偏り」が136件(5.5%)、「養育知識の不足」が119件(4.8%)、「離婚経験あり」が113件(4.6%)、「疾患」が93件(3.8%)などとなっている。

表11 虐待者の状況(重複あり: 虐待件数245件に対する比率)

区分	性格の偏り	養育知識の不足	離婚経験あり	疾病	過度の育儿疲れ・不安	被虐待体験	アルコール依存等
件 数	136	119	113	93	28	16	12
比 率	5.5%	4.8%	4.6%	3.8%	11.4%	6.5%	4.9%

## (8) 家庭の状況

「生活困窮の訴えあり」(生活保護世帯を含む)が137件(5.6%)、「社会的孤立」が106件(4.3%)、「ひとり親」が94件(3.8%)、「大婦問題」が90件(3.6%)などとなっている。

表12 家庭の状況(重複あり: 虐待件数245件に対する比率)

区分	生活困窮の訴えあり	社会的孤立	ひとり親	大婦問題	内縛問題
件 数	137	106	94	90	17
比 率	5.5%	4.3%	3.8%	3.6%	0.7%

## (9) 支援の状況(平成22年度末までに対応した状況)

## ア 支援・援助の内容

「関係機関による援助や見守り」が183件(7.4%)、「児童相談所による訪問支援」が156件(6.3%)、児童相談所での「所内面接」が94件(3.8%)などとなっている。

表13 支援・援助の内容(重複あり: 虐待件数245件に対する比率)

区分	関係機関による援助や見守り	児童相談所による訪問支援	所内面接	親子分離	心理検査等
件 数	183	156	94	64	44
比 率	7.4%	6.3%	3.8%	2.6%	1.8%

## イ 親子分離の状況

「一時保護」及び「一時保護委託」が合わせて57件(8.9%)、「施設入所」及び「里親委託」が合わせて31件(4.8%)、「養育者変更」が7件(1.0%)であった。なお、生命の危険があると判断した5件については、全て職権で一時保護している。

表14 親子分離の状況(重複あり: 親子分離64件に対する比率)

区分	一時保護	一時保護委託	施設入所	里親委託	養育者変更
件 数	51	5	29	2	7
比 率	7.8%	0.4%	4.5%	0.3%	10.9%

## ウ 連携している関係機関

「学校等」が154件(62.9%)、「福祉事務所」が97件(39.6%)、「民生委員・児童委員」が30件(32.7%)、「保育園」が79件(32.2%)、「保健センター」が51件(20.8%)、「警察」が46件(18.8%)などとなっている。

表1-5 連携している関係機関（重複あり：虐待件数245件に対する比率）

区分	学校等	福祉事務所	民生委員・児童委員	保育園	保健センター	警察	医療機関	その他
件 数	154	97	80	79	51	46	16	13
比 率	62.9%	39.6%	32.7%	32.2%	20.8%	18.8%	6.5%	5.3%

※ その他は、母子生活支援施設、児童館、障害児施設、こども家庭センターなど

## 3 まとめ

平成22年度の相談・通告の状況、平成21年度の相談・通告に対する調査・対応の状況を見ると、

- (1) 虐待の相談・通告件数の増加は、社会的に市民の虐待に対する関心が高まったことや、子どもと直接接する施設の職員に対し研修の実施など意識啓発を積極的に行ったことが主な要因であると考えられること。
  - (2) 虐待の相談・通告のうち、最も多かったのは、「虐待の危惧」であり、また、虐待があったと判断したケースにおける虐待の程度では、「軽度虐待」の割合が高いこと。
  - (3) 小学校入学前の子どもに対する虐待の割合が高いこと。
  - (4) 「実母」による虐待が最も多いこと。
  - (5) 「ひとり親」の世帯における虐待の割合が高いこと。
  - (6) 母親が若い年齢で出産した場合の虐待の割合が高いこと。
  - (7) 「性格の偏り」や「養育知識の不足」が見られる虐待者の割合が高いこと。
  - (8) 虐待があった家庭は、「生活困窮の訴えあり」や「社会的孤立」が見られる割合が高いこと。
- などの特徴が見られる。